京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。 平成24年3月30日

京都市公営企業管理者 上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総務部の項中「情報・危機管理係長」を「情報システム係長」に改め、 同条第2項を次のように改める。

2 総務部に次の表に掲げる事業所及び係を置くとともに、係に同表に掲げる係長を置く。

- 秘伤部に次り衣に拘りる争未別及UMRを直くこともに,常に旧衣に拘りる依文を直ぐ 				
事業所の名称	係の名称	係長の職名		
資器材・防災		防災・管財係長、量水器係長		
センター				
東山営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			
	給水工事係			
山科営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			
	給水工事係			
北営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			
	給水工事係			
丸太町営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			
	給水工事係			
右京営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			
	給水工事係			
西京営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、料金係長、給水工事係長		
	ス係,料金係,			

	給水工事係		
左京営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、	料金係長,給水工事係長
	ス係,料金係,		
	給水工事係		
九条営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、	料金係長,給水工事係長
	ス係,料金係,		
	給水工事係		
伏見営業所	お客さまサービ	お客さまサービス係長、	料金係長,給水工事係長
	ス係,料金係,		
	給水工事係		

第1条第7項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第2条第3項中「室に」の右に「担当部長,」を加え,「所長補佐, 課長補佐, 担当課長補佐又は担当係長」を「所長補佐, 課長補佐, 担当課長補佐, 担当係長又は主任若しくは職長」に改める。

第5条中第5項を第8項とし、同条第3項中「又はお客さまサービス推進室長」を削り、「その主管業事務」を「主管事務」に改め、「副室長、」及び「業務管理担当課長、料金・システム企画担当課長、」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項の規定により」を「前2項の規定により」に、「事故」を「事故が」に改め、同項を同条第7項とし、第2項の次に次の3項を加える。

- 3 お客さまサービス推進室長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、 担当部長に事故があるときは、副室長がその職務を代理する。
- 4 前項の規定により副室長がお客さまサービス推進室長の職務を代理する場合において、 業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長が置かれている場合は、主管事務に つき、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長がその職務を代理する。
- 5 前2項の規定により副室長、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長がお客さまサービス推進室長の職務を代理する場合において、副室長、業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長に事故があるとき又はこれらの者が置かれていないときは、主管事務につき、課長補佐又は担当課長補佐がその職務を代理する。

第6条お客さまサービス推進室の項を次のように改める。

お客さまサービス推進室

- (1) 上下水道事業に関する市民からの申出の窓口取扱いに関すること。
- (2) 業務統計に関すること。
- (3) 営業所に関すること。
- (4) 水道料金及び下水道使用料の徴収に関すること。ただし、特定環境保全公共下水道 事業(以下「特環下水道事業」という。)に係るものについては、北部地域特定環境 保全公共下水道事業(以下「北部地域下水道事業」という。)のうち、地域水道事業 の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (5) 給水の開始及び停止に関すること。
- (6) 予納金の精算(口座還付に限る。)に関すること。
- (7) 水道メーター損失弁償金の徴収に関すること。
- (8) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関すること。
- (9) 証明手数料の調定及び徴収に関すること。
- (10) 井戸汚水等の認定に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、 北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るもの及び地域 水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るものに限る。
- (11) 使用水量と異なる汚水排出量の認定に関すること。ただし、特環下水道事業に係る ものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に 係るもの及び地域水道事業の給水区域の井戸汚水等の初回認定情報の提供に係るも のに限る。
- (12) 下水道使用料の長期滞納対策に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (13) 地方自治法附則第6条第3項の規定に基づく下水道使用料の徴収に関すること。ただし、特環下水道事業に係るものについては、北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係るものに限る。
- (14) お客さまサービスの充実に関すること。
- (15) お客さまサービス推進室又は営業所において行う水道及び下水道の利用促進施策の推進に関すること。

- (16) 水の使用実態等の調査に関すること。
- (17) 水及び使用者のニーズ把握に関すること。
- (18) 料金収納施策の推進に関すること。
- (19) 料金システムの運用及び開発に関すること。
- 第7条監理課の項第14号を次のように改める。
- 14 上下水道事業に係る環境施策の技術の取りまとめに関すること。
- 第8条給水課の項に次の1号を加える。
- (6) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。
- 第10条営業所の款お客さまサービス係の項各号列記以外の部分中「(点検係を置く営業所のお客さまサービス係にあっては、第1号から第18号までに限る。)」を削り、同項第3号及び第20号中「地域水道事業等事務規則に定めるところにより上下水道局長が受任する」を「北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係る」に改める。
 - 第10条営業所の款点検係の項を削る。
- 第10条営業所の款料金係の項第1号及び第6号中「地域水道事業等事務規則に定めるところにより上下水道局長が受任する」を「北部地域下水道事業のうち、地域水道事業の給水区域を除く区域に係る」に改める。
- 第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款施設管理係の項第1号を次のように改める。
 - (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設(加圧設備、遠隔監視設備及び減圧弁を除く。) の維持管理に関すること。
- 第10条水道管路管理センターの部北部配水管理課の款漏水修繕係の項中第1号を削り、 第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款施設管理係の項第1号を次のように改める。
 - (1) 担当地域に係る配水管及びその付帯施設(加圧設備、遠隔監視設備及び減圧弁を除く。)の維持管理に関すること。
- 第10条水道管路管理センターの部南部配水管理課の款漏水修繕係の項中第1号を削り、 第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)